

一般社団法人無線認証連携協会  
会費規程

(目的)

第一条 この規定は、定款第8条の規定に基づき、一般社団法人無線認証連携協会(以下「本協会」という。)会員の種別及び入会金、会費の納入等に関して必要な事項を定め、本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるための収入を安定的に確保することを目的とする。

(入会金及び会費)

第二条 本協会の会員は定款第6条に定める正会員、準会員、特別会員、賛助会員、名誉会員に区分され、その入会金及び会費は「別表1」のとおりとする。

- 2 会費の年会費の有効期限は、入会承認日の後最初に訪れる本協会の事業年度の最終日までとする。
- 3 事業年度の途中で入会した会員の会費は、年額の全額とする。

(会費等の納入)

第三条 本協会の会員は、毎事業年度の会費を本協会の事業年度開始日の翌月末日までに本協会所定の方法により納入しなければならない。

- 2 事業年度の中で入会した会員の当該事業年度の入会金及び会費は、本法人から入会承認の通知を受けた日から2週間以内に納入しなければならない。
- 3 会費納入に要する振り込み手数料は会員の負担とする。

(会員の継続)

第四条 会員が本協会に入会した会員は、事業年度の会費をこの法人所定の方法により納入しなければならない。

- 2 会員は毎事業年度の会費として当法人の事業年度開始日の翌月末日までに当法人所定の方法により納入しなければならない。
- 3 会費納入に要する振り込み手数料は会員の負担とする。

(会員の継続)

第五条 会費等は、入会が認められなかった場合を除き一切返還しない。

(本規定の改廃)

第六条 本規定の改廃は、金額の改定をのぞき、理事会の決議による。ただし、理事会が必要としたときは、社員総会での決議によるものとするができる。

(補 足)

第七条 この規定に定めるもののほか、会費等に関して必要な事項は理事会が別に定める。

附 則

この規定は令和6年4月1日より施行する。

別表1 一般社団法人無線認証連携協会 会費

定款上区分	会員区分	企業規模	年会費 (無税)	社員総会・ 講演会参加	票数	議決権
正会員	正会員プレミアム	—	500,000	3名	1	有
	正会員1	大企業	250,000	3名	1	有
	正会員2	中小企業 ※1	100,000	2名	1	有
	学術正会員	国立大学法人・公立大 学法人・学校法人等	250,000	1名	1	有
一般会員	一般会員1	小規模企業 ※1	75,000	1名		無
	一般会員2	ベンチャー企業 ※2	30,000	1名		無
	学術一般会員	国立大学法人・公立大 学法人・学校法人等	0	1名		無
	一般会員3	個人	30,000	無		無
賛助会員	賛助会員(名誉会員)	行政機関・公共団体(地 方公社)・非営利団体	0	無		無